

科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会 の設置等について（案）

平成 29 年 1 月 26 日
総合科学技術・イノベーション会議

- 1 総合科学技術・イノベーション会議令第2条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に科学技術イノベーション官民投資拡大推進費ターゲット領域検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ（平成 28 年 12 月 21 日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会）」に示された科学技術イノベーション官民投資拡大推進費に係る研究開発投資ターゲット領域の選定及び関連する事項についての調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術・イノベーション会議令第1条第1項に基づき、総合科学技術・イノベーション会議に、上記に関する調査・検討を行う専門委員を置くことにつき、内閣総理大臣に意見具申する。

(参考1)

○ 検討事項

- 科学技術イノベーション官民投資拡大推進費に係る研究開発投資ターゲット領域の選定及び関連する事項についての調査・検討

(参考2)

○ 総合科学技術・イノベーション会議令(平成 26 年政令第 184 号)[抜粋]

(専門委員)

第一条 内閣総理大臣は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、総合科学技術・イノベーション会議(以下「会議」という。)の意見を聴いて、会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(専門調査会)

第二条 会議は、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会に属すべき者は、専門委員のうちから、議長が指名する。ただし、議長は、必要があると認める場合は、専門調査会に属すべき者として議員を指名することができる。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。